

答申第 809 号

情公第 1012 号

令和 7 年 4 月 30 日

神 奈 川 県 公 安 委 員 会

委員長 笹野 章央 様

神奈川県情報公開審査会

会 長 田村 達久

行政文書公開拒否決定処分に関する審査請求について（答申）

令和 5 年 11 月 15 日付けで諮問された特定被留置者に対する文書公開拒否（存否
応答拒否）の件（諮問第 905 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人からの令和5年8月7日付け行政文書公開請求に対し、その存否を明らかにしないで行政文書の公開を拒否した決定（存否応答拒否決定）を行ったことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和5年8月7日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、「特定日頃に、特定警察署特定課において、被拘留者である特定人が第三者に対して金2万円を宅下げする際に記入した書類」（以下「本件請求文書」という。）について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し実施機関は、令和5年8月21日付けで、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第1号に規定する非公開情報（個人に関する情報）を公開することになるとして、条例第8条の規定に基づき存否応答拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年9月15日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、神奈川県公安委員会に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、本人の情報かつ本人に関係した人間が、本人の金品をだまし取ったことの証拠を非公開とするものであるから、違法及び不当である。
- (2) 条例第5条第1号については、「個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、身体、健康、生活又は財産への危害からの保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である」と説明されている。自分の財産であるお金が騙し取られているのに、保護がされないのか。

(3) 氏名及び住所の双方を公開するのではなく、氏名だけ部分公開（条例第 6 条）するのであれば、特定の個人は識別され得ないと考えられる。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部総務部留置管理課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書について

被留置者が宅下げをすることを申請した場合、留置主任官は、被留置者に対し被留置者金品出納簿に必要な事項を記載させるとともに、現金の出納状況等必要な事項を記載し、受領者に対しても受領した旨の記名等必要な事項を記入させている。

仮に本件請求文書が存在していたとするならば、この被留置者金品出納簿が該当する。

なお、「宅下げ」とは刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の規定により、被留置者がその保管私物又は領置されている金品を他の者へ交付することをいう。

(2) 条例第 8 条の該当性について

条例第 8 条は、「行政文書の存否に関する情報」として、公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる旨規定している。

この点、本件請求は、個人を特定して行われていることから本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が識別されることになる。

また、本件請求文書の存否を前提に諾否の決定を行えば、「特定年月日に特定の個人が留置されていた際に、特定の個人に宅下げを行ったか否か」という情報（以下「本件存否情報」という。）が明らかとなる。

よって、本件請求文書は、その存否を答えるだけで条例第 5 条第 1 号に該当する非公開情報を公開することになり、条例第 8 条に該当する。

(3) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

本件存否情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報

に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(4) 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件存否情報は、「法令又は条例（略）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（同号ただし書ウ）及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）のいずれにも該当しない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求の理由において前記「3(1)」のとおり主張していることから、本件請求は審査請求人が自己を本人とする保有個人情報について行ったものと解される。

しかし、条例第4条において「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書を公開請求することができる。」と規定されているとおり、情報公開制度は、何人に対しても請求の目的を問わず公開請求を認める制度であるから、諾否の判断に当たって、請求の目的や請求者が誰であるかを考慮するものではない。

したがって、審査請求人が、自己の情報について公開請求した場合であっても、条例第5条第1号及び第8条の規定に基づき公開を拒否することになるから、審査請求人の主張は認められない。

5 審査会の判断理由

実施機関は本件請求に対し、本件請求文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報を公開することになることを理由に、条例第8条の規定に基づく存否応答拒否の決定を行っていることから、その妥当性について以下検討する。

(1) 条例第8条が規定する存否応答拒否決定について

条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在し

ているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる。」と規定している。

行政文書公開請求に対して公開拒否決定を行う場合、請求対象である行政文書の存否を明らかにした上で諾否の決定を行うのが原則であるが、行政文書公開請求の内容によっては、行政文書の存否を明らかにするだけで、条例第5条各号が規定する非公開情報が請求者に明らかになる場合があることから、このような場合には例外的に行政文書の存否も明らかにせずに公開拒否決定を行うことを認めたのが、本条の規定である。

そして同条が存否応答拒否決定の要件について、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」と規定している以上、実施機関が存否応答拒否決定を行うに当たっては、公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで明らかとなる情報（以下「存否情報」という。）を認定した上で、その存否情報が条例第5条各号に規定する非公開情報に該当すると判断した理由を示すことが求められると解すべきである。

(2) 本件における存否情報の非公開情報該当性について

実施機関は、前記「4(2)」のとおり、本件請求文書の存否を前提に諾否の決定を行えば「特定年月日に特定の個人が留置されていた際に、特定の個人に宅下げを行ったか否か」という存否情報が明らかになり、当該存否情報は条例第5条第1号に規定する個人に関する情報に該当する旨、説明している。

そこで検討すると、本件公開請求の「公開請求に係る行政文書の内容」欄には、「特定日頃に、特定警察署特定課において、被拘留者である特定人が第三者に対して金2万円を宅下げする際に記入した書類」との記載が認められることから、かかる請求に対して行政文書の存否を前提とした諾否の決定を行えば、「特定日頃に特定警察署の留置施設において、特定人が第三者に対し金2万円を宅下げしたか否か」という存否情報が明らかになると認められる。そして当該存否情報は、特定の個人が特定警察署の留置施設から当該施設外の第三者との間で金銭の授受を行ったか否かという情報であること

から、条例第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」であると認められる。

(3) 審査請求人の主張について

もっとも、審査請求人は条例第5条第1号ただし書該当性等、種々の主張していることから、以下、各主張の当否について検討する。

ア 条例第5条第1号ただし書該当性について

審査請求人は、「条例第5条第1号については、『個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、身体、健康、生活又は財産への危害からの保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である』と説明されている。自分の財産であるお金が騙し取られているのに、保護がされないのか。」との主張をしている。

この審査請求人の主張で示されている「説明」とは、神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準（以下「条例解釈運用基準」という。）における条例第5条第1号ただし書エの解説（「この規定は、人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合に、このような危害等から県民を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報は公開することを定めたものである。判断に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、身体、健康、生活又は財産への危害からの保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。」）を一部引用したものと認められることから、審査請求人は条例第5条第1号ただし書エの規定に基づき本件請求文書の公開を求めているものと解される。

そこで検討すると、同規定は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」を例外的に公開対象とする規定であり、当該規定について条例解釈運用基準は、「人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在して

いる場合」に適用されるものとしている。この点、審査請求人は「自分の財産であるお金が騙し取られている」旨の主張をしているが、かかる事実を証するに足りる具体的根拠は何ら示されていない以上、審査請求人の財産について、「危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している」とは認め難い。よって、本件請求について同規定は適用されない。

なお、条例第5条第1号ただし書は、そのアからウにおいても例外的に公開対象となる個人に関する情報を規定しているが、本件における存否情報がそのいずれにも該当しないことは明らかであるため、本件請求についてはこれらの規定も適用されない。

イ 審査請求人のその他の主張について

(ア) 本件処分について審査請求人は、請求者本人の情報等であるから不開示とするのは違法及び不当である旨主張するが、請求者本人に関する情報に限り開示請求が認められている保有個人情報開示請求制度とは異なり、そもそも「何人も」請求することが認められている行政文書公開請求（条例第4条）は、請求者が本人であるか否かを考慮することなく非公開情報該当性を判断する制度である以上、たとえ行政文書に含まれる個人に関する情報が請求者本人の情報であっても、それは条例上の非公開情報を公開する理由にはなり得ないことから、審査請求人の主張は採用できない。

(イ) また、審査請求人は、住所の記載がなく、不特定多数が存在する氏名だけでは個人が特定され得る情報ではない旨を主張するが、氏名が条例第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報（略）」であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当することは明らかである以上、審査請求人の主張は採用できない。

(4) 結論

以上のことから、実施機関が、本件公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第5条第1号に規定する非公開情報を公開することになることを理由に条例第8条の規定に基づき存否応答拒否決定を行ったことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年 11 月 15 日	○ 諮問
令和 7 年 2 月 17 日 (第 253 回部会)	○ 審議
令和 7 年 3 月 17 日 (第 254 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
小 沢 奈 々	横浜国立大学教育学部准教授	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和 7 年 3 月 31 日現在）（五十音順）